株式交付公告

当社（甲）は、イーグルアイ・インターナショナル株式会社（乙、住所千葉県木更津市羽鳥野一―一五―四二）を株式交付子会社とする株式交付をすることにいたしましたので公告します。

この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.digitalcube.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第一一四号）

令和七年五月三十日

神戸市中央区海岸通五番地

株式会社デジタルキューブ

代表取締役　小賀　浩通

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年五月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩ロジスティクス5特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001186/mq67/

令和七年五月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

虎ノ門ワン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001284/9hk3/

令和七年五月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

虎ノ門フォー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0050/index.html

令和七年五月三十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

Ｄｉｓｃｏｖｅｒｙ特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html

令和七年五月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月三十日

大阪府大阪市天王寺区清水谷町四番一二号

株式会社木内計測

確定給付企業年金清算人　岡村　祐二

訂正公告

令和七年五月十五日（号外第一〇七号）掲載の決算公告（枠組）中、「第１期決算公告」とあるは「第３期決算公告」、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月三十日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

ＰＪＴパートナーズジャパン株式会社

代表取締役

カラン・ダノ・カーティス・レズニック

訂正公告

令和七年五月二十二日（号外第一一二号）掲載の第三十二期決算公告（枠組）中、「うち当期純利益」「(868,267)」とあるは「(86,827)」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月三十日

大阪府摂津市東別府四―九―九

株式会社ダイキンサンライズ摂津

代表取締役　澁谷　栄作

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年四月三十日（号外第九十六号）内閣府告示第九十二号（災害対応車両等登録規程）（原稿誤り）				
一七	上	一一～一二	禁錮	拘禁刑
〃	下	一一～一二	第七条第三項若しくは第六項	第七条第四項若しくは第七項